

最高裁秘書第2220号

令和8年7月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和7年12月19日付け（同月24日受付、第070295号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所調査官（租税関係行政事件担当）候補者の募集に関して作成した文書（令和7年度分）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）